

デジタル経済課税枠組みに関する OECD 案の合意に向けた最新動向

Issue 66, March 2021

In brief

昨年 2020 年 10 月のブループリントの公表¹・今年 2021 年 1 月の OECD でのパブリックコンサルテーションの会合²を経て、今年 7 月の最終合意に向けたデジタル課税枠組みに関する OECD 案の合意への動きが活発化しています。

米国のバイデン政権発足により、この動きは加速が見込まれますが、依然として先行きが不透明な部分も多く、課題が残されています。本ニュースレターでは、長年にわたって BEPS プロジェクトに関与している PwC グローバルタックスポリシーメンバーである PwC オランダ パートナーの Edwin Visser へのインタビューを基に、デジタルサービスタックスの導入への影響や制度簡素化の見通しなど、最新動向をお伝えします。本インタビューの詳細内容については、追って全文公開予定です。

In detail

1. 第一の柱と第二の柱を巡る動き

第一の柱におけるデジタル課税に対する利益 A の課税原則の考え方については、これまでの個別エンティティにおける利益配分、リスク、資産に基づく独立企業間原則に代わり、定式配分のアプローチが取られています。利益 A のアプローチは、根拠となる合理的な経済原則が存在しないのではないかと懸念のもと、利益 A における経済的概念や設計が持続可能なものか確信が持てていません。何が超過利益なのか、どのように超過利益を配分すべきなのか、また、超過利益の配分根拠は何なのかについて十分な裏付けがないことがその理由です。また、第一の柱は複雑すぎると見られており、その実施可能性が懸念されています。とりわけ、その複雑さゆえに途上国における実施に係る負担が大きいことが懸念材料となっています。

2021 年 2 月 26 日、米国のジャネット・イエレン財務長官が、米国は第一の柱をセーフハーバーとする主張することはないだろうと発言し³、デジタル課税を巡る国際ルールの見直しに向けた状況は改善の兆しを見せています。米国でのバイデン政権はデジタル課税の動きとして、米国は一定の譲歩を示しているものの、米国の課税権の喪失の可能性、途上国への課税権の配分、デジタル課税の施行への影響など、コロナ禍

¹ ブループリントの内容は OECD のウェブサイトで公表している他 (<https://www.oecd.org/tax/beeps/tax-challenges-arising-from-digitalisation-report-on-pillar-one-blueprint-beba0634-en.htm>、<https://www.oecd.org/tax/beeps/tax-challenges-arising-from-digitalisation-report-on-pillar-two-blueprint-abb4c3d1-en.htm>)、日本租税研究協会 租税研究(第 856 号)の『2020 年 10 月 12 日公表の第一の柱及び第二の柱のブループリントの概要と企業の潜在的影響』で概要を説明しています。

² OECD はパブリックコンサルテーションに関する会合を 2021 年 1 月 14 日、15 日に実施し企業や実務家からの意見を共有しています。PwC もプレゼンターとして参加 (<https://www.oecd.org/tax/beeps/oecd-g20-inclusive-framework-on-beeps-invites-public-input-on-the-reports-on-pillar-one-and-pillar-two-blueprints.htm>) しています。

³ 2021 年 2 月 27 日 日本経済新聞 『米国 デジタル課税の「適用除外」案を撤回 G20 会合』
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR26DPB0W1A220C200000/>

今後、OECD 租税委員会では、2021 年 7 月 9～10 日にベネチアで開催予定の G20 財務大臣・中央銀行総裁会合での最終合意の報告を目標としており、それまでの期間は残り約 3 カ月となります。当法人では、本トピックはデジタル経済・国際税務・国際政治が密接に関連する重要テーマとの認識の下、引き続きその最新動向を注視しつつ、グローバルポリシーチームメンバーと連携しながら、企業の方々をはじめ皆様に有用な情報を発信してまいります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PricewaterhouseCoopers Belastingadviseurs N.V.

Thomas R. Malthusstraat 5, 1066 JR, P.O. Box 90358, 1006 BJ, Amsterdam, The Netherlands

Partner/Tax policy leader for the EMEA region

Edwin Visser

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
高野 公人

パートナー
白土 晴久

顧問
岡田 至康

ディレクター
城地 徳政

ディレクター
浅川 和仁

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.